

# 中小企業金融円滑化法施行後の 中小企業等に対する年末金融の状況

平成22年2月9日公表  
北海道財務局

問い合わせ先  
理財部 金融監督第一課  
内線 4355

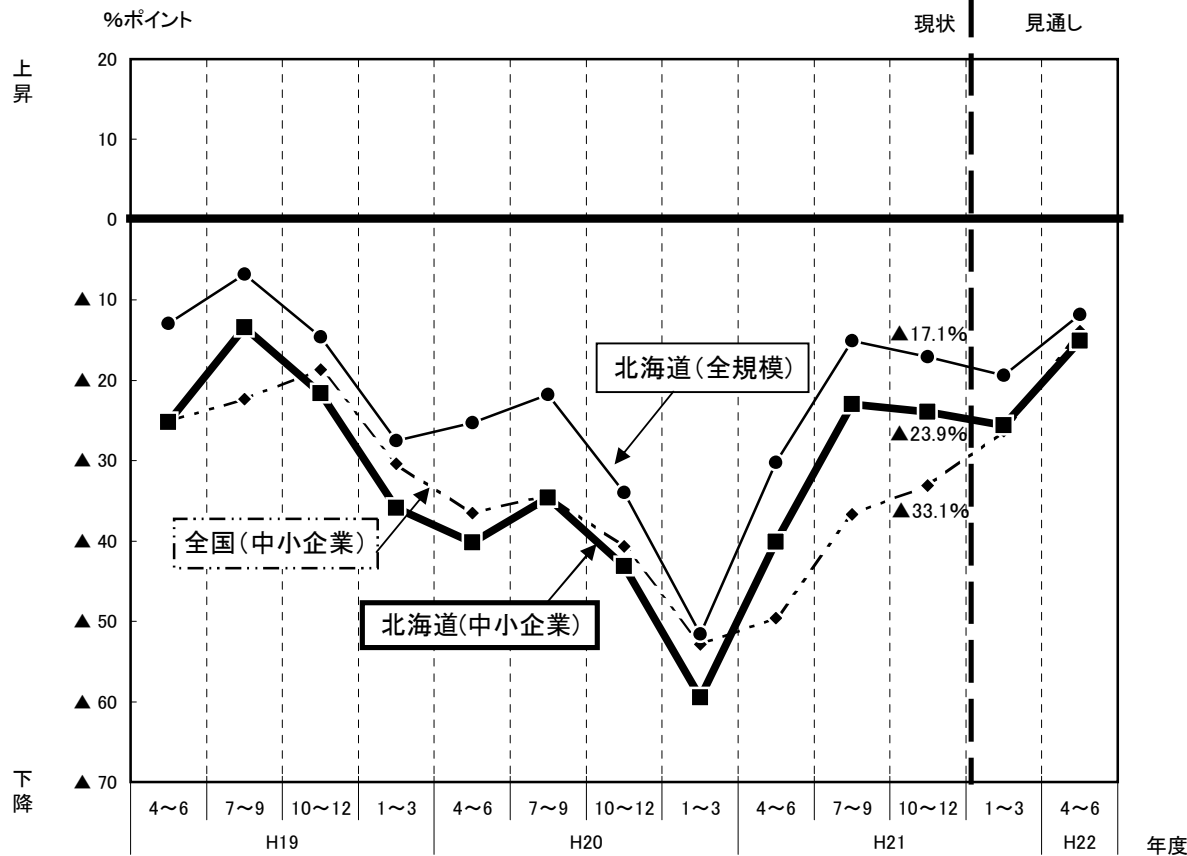
※記載されている内容は、おおむね1月中～下旬までに得られた情報に基づくものです。

# (1) 管内中小企業の業況・年末金融の状況

## ① 中小企業の業況

### 中小企業の業況は依然厳しい状況

#### 景況判断BSI



(出所:財務省・当局 法人企業景気予測調査)

#### 生の声

##### 暗い声

● 従来の取引先の受注減少をカバーするため、新規先を開拓したものの、焦付いて売掛が回収できず、当社も赤字が発生し、債務超過に陥った。

(札幌市、電気工事業)

● 不況で消費者の財布の紐が固くなっていることに加え、競争激化で販売価格の低下を余儀なくされている。

(帯広市、小売業)

● 個人住宅は、新築・リフォームとも減少し、厳しい状況が続いている。

(釧路市、建設業)

##### 明るい声

○ この10年で公共事業は半減し、厳しい状況が続いたが、昨年の補正予算により地元の建設業者も受注量が増え、久しぶりに一息つけた先が多いのではないかと。

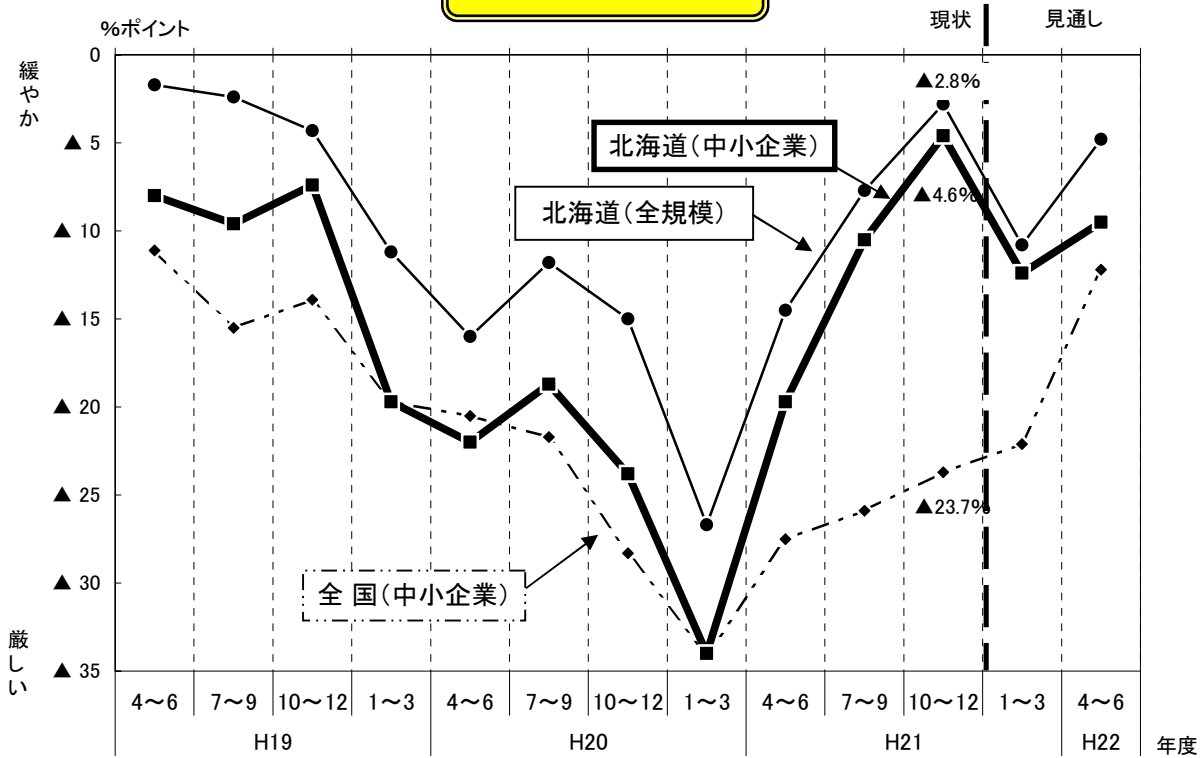
(小樽市、建設業)

※下線は従業員10名未満の企業

(1) 管内中小企業の業況・年末金融の状況  
② 中小企業の資金繰り動向

中小企業の資金繰りは足許改善傾向

資金繰り判断BSI



(出所:財務省・当局 法人企業景気予測調査)

生の声

明るい声

- これまで金融機関から3回ほど条件変更に応じてもらったため資金繰りは窮していない。条件変更に応じてもらえなければ会社継続は無かった。  
(札幌市、建設業)
- 特段資金繰りに窮している訳ではないが、長期的な資金繰りの安定を見据え、緊急保証制度を活用している。  
(小樽市、金属製品製造業)
- 去年は補正予算効果により、ある程度の仕事を確保できたことから、年末の資金繰りは例年に比べ良かった。  
(留萌市近郊、建設業)

暗い声

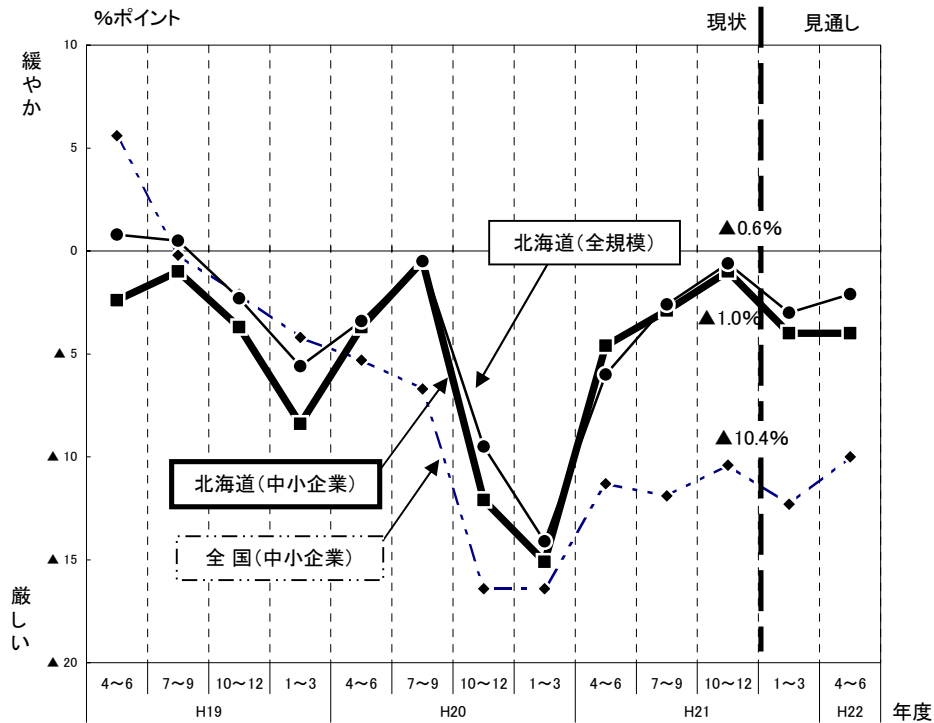
- 今後、受注減による業況悪化及び資金繰りの困窮に際して、金融機関の対応がシビアになるのではないかと懸念している。  
(帯広市、建設業)

※下線は従業員10名未満の企業

(1)管内中小企業の業況・年末金融の状況  
③地域金融機関等の融資動向及び貸出残高

金融機関の融資態度は  
「緩やか」と「厳しい」が拮抗

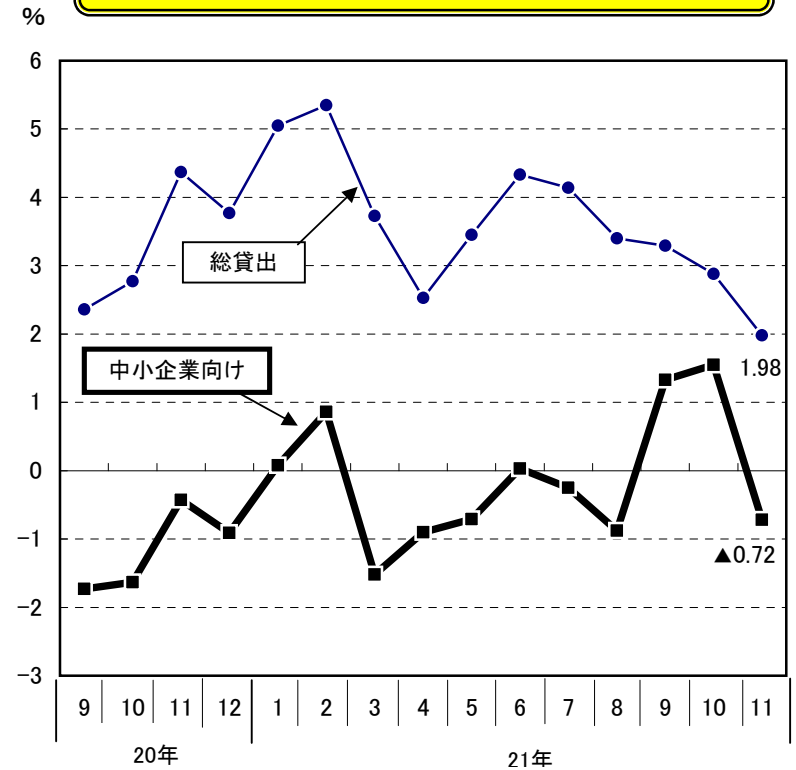
融資態度判断BSI



(出所:財務省・当局 法人企業景気予測調査)

中小企業の資金需要は低調

地域金融機関の貸出残高(前年比)の推移



注:道内に本店を有する地域銀行、信用金庫、信用組合の合計

(出所:当局調査)

(1) 管内中小企業の業況・年末金融の状況  
④ 地域金融機関の融資動向及び経営支援動向等

**地域金融機関の対応は概ね良好**

	融資動向	経営支援動向	(参考)メガバンクの動き
積極的評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 深刻な不況の中、倒産件数がそれほど増えていないことから、金融機関は中小・零細企業に積極的に融資しているといえるのではないかと。(小樽市、金属製品製造業)</li> <li>○ 金融機関の中小企業金融の取組みは従来から積極的で、融資姿勢に変わりはない。新法施行により、より積極的な取組みが行われるのではないかと。(小樽市、木材製造業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 担当者からは、融資だけでなく何でも相談にのるとの話があった。(旭川市、小売業)</li> <li>○ ビジネスマッチングの打診やM&amp;Aセミナーの案内など、融資以外の情報提供についても熱心に対応してくれている。(小樽市、建設業)</li> </ul>	<p>—————</p>
消極的評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 売上や利益が低調なこともあり、他行借入状況、受注見込みなどの資料を頻繁に求められるようになっている。(留萌市近郊、建設業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 敷居が高いという金融機関のイメージは依然としてある。身近な経営相談を店舗に出向いてまですることには抵抗があるので、定期的な渉外活動を希望する。(北見市、小売業)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● メガバンクは、過去に落下傘部隊的な動きや融資後の財務内容の悪化により借換に応じず引き揚げる動きはあったが、最近は沈静化している。(札幌市、商工団体)</li> <li>● 地域金融機関は地元企業を支援しようという意識は感じられるが、メガバンクはドライ、シビアで温度差があるとの印象がある。(帯広市、小売業)</li> </ul>

※下線は従業員10名未満の企業

(1) 管内中小企業の業況・年末金融の状況  
⑤ 総合的パッケージの反響(中小企業側)

**中小企業対応は賛否両論だが、住宅ローン対応は高い評価**

	良い ←	反 応	→ 悪い
中小企業向け貸出	<p>○ 条件変更は金融機関からマイナスと見られがちだが、法律を作ることによってマイナスイメージを払拭する効果がある。 (札幌市、建設業)</p> <p>○ 当初言われていたようなトーンと比べると「骨抜き」となったが、結果的には収まるところに落ち着いた内容として評価できる。 (帯広市、金属製品製造業)</p>	<p>○ 弱者救済という点では評価するが、借り手に甘えが出て、返済努力を怠るのではないか。 (函館市、電気工事業)</p> <p>○ 法施行以前に金融検査マニュアルで貸出条件緩和債権を見直し、対応してもらっており、同法で大きく変わったとの印象はない。 (札幌市、商工団体)</p>	<p>● 景気対策で仕事を増やさないと、返済を猶予しても結局返済できない。 (釧路市近郊、建設業)</p> <p>● 新保証制度は、金融機関が貸したくないが貸さないと潰れる先に対するもので、金融機関救済のためのものではないか。 (札幌市、小売業)</p> <p>● 返済猶予などの制度を利用することは、自らの企業の業況が悪いと公表しているようなものであり、風評リスクを考えると利用しづらい。 (小樽市、小売業)</p>
住宅ローン	<p>○ 住宅ローンについては、収入減で返済が苦しい時に、一時でも返済を猶予されて助かる人も沢山いる。 (小樽市、小売業)</p> <p>○ 住宅ローン利用者に良い影響が及ぶことで、雇用する企業にもメリットとなる。 (札幌市、商工団体)</p>	<p>—————</p>	<p>—————</p>

※下線は従業員10名未満の企業

## (2) 金融機関の年末金融の状況及び年度末金融に向けた取組み

### ① 貸付条件の変更等に関する取組み方針や体制整備の状況

#### ① 基本方針の策定状況～急ピッチで策定中。11機関※は公表済み

- 平成21年12月に基本方針を策定し、公表済み。基本方針に基づいた管理規程等は1月下旬に策定予定。
- 基本方針、マニュアルは策定中であり、1月下旬に決定のうえ公表を予定。

#### ② 貸出条件の変更等の措置状況を把握するための体制 ～ ほとんどの金融機関で整備済み

- 各営業店に相談窓口を設置のうえ、受付担当者と副担当者を配置し、その統括部署を本部の審査部として対応中。
- 措置状況の把握については、本部の審査部が月末に集計し、常務会に報告する体制とした。

#### ③ 貸出条件の変更等に関する苦情相談体制 ～ 既存の体制を活用してほぼ対応済み

- 「金融円滑化のための苦情受付フリーダイヤル」を本部内に開設済み。
- 常設の苦情相談窓口(本部・営業店に設置)で対応中。

#### ④ 貸出条件の変更等措置後の支援体制 ～ 既存の体制を強化・拡充しつつ実施中

- 条件変更後の経営指導等は、本部内の企業支援グループが関与しながら実施中。
- 既存の体制の中で経営改善の進捗を本支店間でフォローすることを検討中。

注) 取組み状況は北海道内に本店をおく銀行・信金・信組の32機関のうち、10機関に対して確認した結果をもとに個別事例を記載したものです。

※ ホームページを開設している31機関において公表済みのところ。(1月25日現在)

#### 金融機関Aの取組み事例

- 本部に役員を委員長とする「金融円滑化委員会」を設置し、全営業店には「金融円滑化責任者」として副支店長を指名した。
- 苦情相談は、本部の「お客様相談室」、営業店の「金融円滑化責任者」を窓口として受付ける。さらに金融円滑化委員会では顧客への対応が適切かどうかもチェックする。
- 集計や記載内容の検証用にシステム化を図り、本部と営業店とのチェック体制を強化する。

#### 金融機関Bの取組み事例

- 平成21年12月下旬から本部に「金融円滑化管理責任者」として審査担当役員を指名し、「金融円滑化管理担当者」として本部の審査担当課長及び各営業店長を指名した。
- 「借入条件の変更等に関する相談窓口」を各営業店に設置した。
- 顧客へのきめ細かな経営改善支援を行うため、本部に配置した経営改善支援担当者2名により、営業店と連携して定期的な企業訪問に取り組む。

**(2) 金融機関の年末金融の状況及び年度末金融に向けた取組み**  
**② 年末金融における貸付条件の変更等の申込みに対する対応状況**

	相談や申込みの傾向	金融機関の対応状況
中小企業向け貸出	<p><b>相談窓口は比較的穏やか</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現時点において営業店に相談が急増しているとの認識はない。</li> <li>○ 申込みは、元本返済猶予が多く、次いで旧債の増額借換が多い。</li> <li>○ 売上げ減から元本返済猶予、返済期限延長の申込みが多く、業種では建設業が多いとの印象。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 12月24～30日に金融円滑化「返済特別相談強化週間」を設定、事業性融資取扱店、ビジネスローンプラザで顧客からの相談にきめ細かく対応した。</li> <li>○ 12月の全土・日曜日(10:00～16:00)に、道内18ヶ所に休日相談窓口を設置して、広く顧客の相談を受け付けた。</li> <li>○ 法施行後、12月末までの申込みに対して、半分ほど実行したが、他行絡みが多く、残りは審査中である。</li> </ul>
住宅ローン	<p><b>相談件数が急増</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 相談は急増しているが、本部集中で事務処理を行うスキームが確立しており、特段の混乱は生じていない。</li> <li>○ 法施行によるPR効果から相談が増加している。</li> <li>○ 将来不安から、非延滞先からの相談や正常先からの申込みが多い。</li> <li>○ 建設業やその関連企業に従事する借入者からの相談が多い。</li> <li>○ 法施行後、どんな場合でも条件変更に対応してくれると受け止められ、一部の顧客にはモラルハザードも感じられる。</li> </ul>	<p><b>休日相談窓口の開設など積極的に対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 12月24日～30日の金融円滑化「返済相談強化週間」を設定、個人融資取扱店、住宅ローンプラザで顧客からの相談にきめ細かく対応した。</li> <li>○ 12月の全土・日曜日(10:00～16:00)に、道内23ヶ所に休日相談窓口を設置して、広く顧客の相談を受け付けた。</li> <li>○ 11月29日と12月6日(9:00～16:00)の日曜日に、新聞広告のうえ「住宅ローン借換相談会」を実施した。</li> <li>○ 12月に取下げが1件あったが、申込み後に自力返済に目途がたったことによるものである。</li> </ul>

注) 取組み状況は北海道内に本店をおく銀行・信金・信組の32機関のうち、10機関に対して確認した結果をもとに個別事例を記載したものです。



### (3) コンサルティング機能の発揮状況

#### ◇中小企業向け貸出…**多様な経営指導を展開**

- ◎ 今回の法施行を受けて、条件変更等を行った先に対して営業店ベースで経営指導を実施し、その状況を本店でもフォローすることとした。
- ◎ 金融円滑化にかかる機能強化を目的とした専担課を本部に新設し、経営改善計画の策定とフォローアップ、ビジネスマッチング等も担うこととした。
- 自力で経営改善計画の策定が困難な借主には、可能な限りその作成に協力している。経営指導にはビジネスマッチングやABLなど企業実態に応じた手法をアドバイスするなどの取組みを実施している。
- 従前から経営改善支援の部署を本部に設置しており、取引先の事業内容改善等に努めている。目利き能力向上のための勉強会を営業店担当者向けに実施し、取引先への指導体制を強化していく。
- 案件により本部審査部が営業店と一体となって経営改善計画を策定を支援し、条件変更後のフォローも本部審査部が関わりながら実施している。

◎新規に取り組んだもの ○従来から取り組んでいるもの

#### ◇住宅ローン…**顧客目線に立って柔軟に対応**

- ◎ 相談を受けた際の初回受付用シートを新設するとともに、顧客記入の相談シートを、自行ローンのみならず住宅支援機構借入者でも利用可能な書式に変更し、顧客負担を軽減した。
- ◎ 利用者が無職となった場合でも、その理由や現在の就職活動の内容、見通し、返済意欲を確認した上で保証会社と歩調を合わせて条件変更等の相談に応じる方針に変更した。
- ◎ 延滞が1回及び2回の顧客に対して条件変更を依頼する内容のDMを送付し、早期の返済正常化を働きかけている。
- 返済状況を注視し、延滞が発生した都度、収入状況を確認するなど、返済相談に応じている。
- ボーナス引落日が近づけば相談が増えると予想されるので、本部審査部の担当者が引落日状況を注視し、必要に応じて営業店の担当者が顧客に確認するなどして対応する。

◎新規に取り組んだもの ○従来から取り組んでいるもの

注) 取組み状況は北海道内に本店をおく銀行・信金・信組の32機関のうち、10機関に対して確認した結果をもとに個別事例を記載したものです。

## (4) 北海道財務局の年度末金融に対する取組み

### 5つの取組み

#### 1. 金融円滑化に関する体制整備状況の把握

⇒ 金融機関へのヒアリング

#### 2. 年度末金融に関する金融機関への要請

⇒ 金融機関トップへのヒアリングや業界の会合等を通じて実施

#### 3. 中小企業の実態把握

⇒ 金融機関に対する利用者等の評価に関するアンケート等でのヒアリング

#### 4. 関係機関との連携

⇒ 北海道経済産業局や北海道庁等との連携強化、情報交換

#### 5. 金融庁の施策の浸透

⇒  
○ 各種講演会等における総合的パッケージの説明  
○ 企業団体等からの要請に応じて金融検査マニュアルの説明会の実施

### 留意点

留意点①  
謝絶案件に対してどのような説明をしたか等の実態把握

留意点②  
取組みに消極的な先がないか確認(取組みの底上げ)

留意点③  
零細企業も含めた幅広い対象先に対して実態把握

留意点④  
施策に反映すべき情報がないか留意して情報を共有